

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

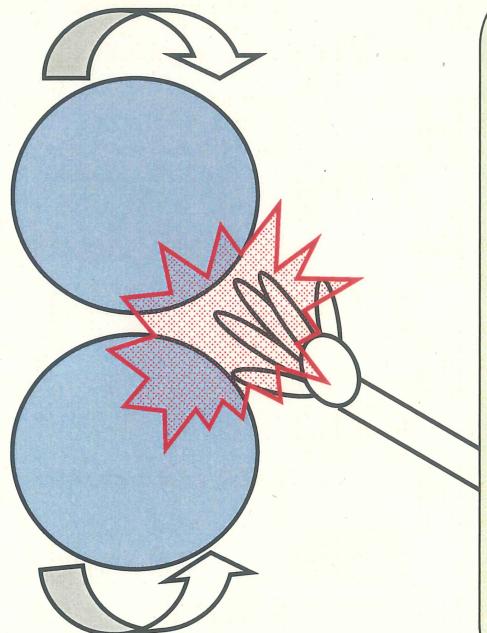
災害発生情報 No.117

令和2年1月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	窯業土石製品製造業	経験年数	2年	年齢	30歳代
発生年月	2019年11月	発生時刻	午後7時		
発生状況	塗装用ロール機の洗浄作業に従事していたとき、塗装ロール表面を乾燥させるためロールを空転させた後、停止ボタンを押して回転を停止させ、回転が停止したものと思い込み右手を入れたところ、惰性で回転するロール部分に手を巻き込まれてしまったもの。				
負傷の程度／部位	右手指開放骨折	休業見込若しくは死亡	休業70日		



～再発防止のために～

労働安全衛生規則第107条では、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械を停止しなければならないことになっており、このとき、当該機械の起動装置に錠を掛け、必要な表示板を取り付ける等、先の掃除等の作業に従事する労働者以外の労働者が、誤って起動ボタンを操作して機械を運転することを防止する措置を講じる必要があります。このほか、作業手順を作成し、当該作業手順に則った作業を行うことを徹底させるほか、作業手順を活用した安全衛生教育の定期的な実施、機械が完全に停止していることを職長が確認した後当該作業を行わせる等、稼働する機械による挟まれ巻き込まれ災害を未然に防止する取組の強化をお願いします。

◆日々ご安全◆

新年を迎え、無災害を掲げ新たな1年をスタートしたのではないでしょうか。無災害を達成させるため、本年も当署が配信する災害発生情報を参考に臨まれるようお願いします。

令和元年の労働災害発生状況（令和元年11月末速報値）は246件で、平成30年と比べ全業種で34件（12%）減少している状況にあります。主な業種として、製造業では30件（24%）の減少、建設業では2件（8%）の増加、運輸交通業では6件（15%）の減少及び小売業では16件（53%）の減少となっており、死亡災害としては、フォークリフトのフォーク（高さ3m）に乗り棚の荷物を取ろうとしたところ、コンクリートの床面に墜落し、頭部を強打したことによって発生しております（フォークリフトの用途外使用）。事業場において労働災害が発生した場合については、労働基準監督署に労働者死傷病報告を遅滞なく提出することは基より、再発防止を徹底するようお願いします。なお、労働者死傷病報告をはじめ定期健康診断結果報告等を作成するに際しては、厚生労働省入力支援サービスを使用することにより、効率よく報告書が作成できますので是非ご活用ください。本年もご安全に！